

# 秩父税務署からのお知らせ

## 令和4年分確定申告の申告期限および相談・受け付けについて

### ○所得税等

令和5年2月16日(木)～3月15日(水)

※還付申告書は2月15日(水)以前でも提出できます。

### ○消費税および地方消費税

令和5年3月31日(金)まで

申告会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券は当日、会場において配布するほか事前にオンラインによる発行も行います。

確定申告期間中は会場の混雑が予想されますので、早めに申告をお願いします。

税務署の閉庁日(土・日・祝日等)は、秩父税務署での相談および申告書の受け付けは行っていません。

〈動画で見る確定申告〉



「動画で見る確定申告」で検索

〈確定申告書等作成コーナー〉



「確定申告」で検索

## マイナンバーカードを使って自宅からスマホで確定申告！

確定申告は、ご自宅からのマイナンバーカードを利用したe-Tax・スマホ申告が便利です。マイナンバーカードとスマホ(マイナンバーカード読み取り対応)があれば、確定申告会場に出向くことなく、国税庁PP「確定申告書等作成コーナー」を利用して確定申告を行うことができます。

〈マイナポータル連携〉



「マイナポータル」で検索

## 国税の納付はキャッシュレスで！ ～金融機関等へのお出掛け不要～

令和3年10月から税務署窓口での納税は、午前9時から午後4時までの受け付けとなっています。

国税の納付は、金融機関等の窓口での現金納付のほか、さまざまな納付手段があります。

- ・ダイレクト納付
- ・コンビニ納付(QRコード方式またはバーコード方式)
- ・振替納税
- ・インターネットバンキング
- ・クレジットカード納付(納付額に応じた手数料がかかります)

窓口に出向かずに納付ができる納付手段がお勧めです。特に、法人の方には、ダイレクト納付を、個人の方には振替納税をお勧めします。

## 令和5年10月1日からインボイス制度が始まります！

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されます。

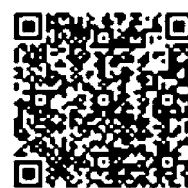
適格請求書(インボイス)を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。

個人事業者の方の登録申請手続き等は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読み取り対応のスマホがあれば、e-Taxソフト(SP版)により行うことができます。

e-Taxソフト(SP版)では、画面に表示された質問に回答していくことで、入力漏れ等がなく、スムーズに申請データを作成することができる「問答形式」を採用していますので、ぜひご利用ください！

インボイス制度について、詳しくは国税庁PPの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

インボイス制度特設サイトはこちら▼



問 秩父税務署 ☎ 22-4433 (自動音声案内でご案内します)

→ 国税に関する一般的なご相談「1」

→ 税務署に御用のある方「2」

→ 消費税の軽減税率制度およびインボイス制度に関するご相談「3」